

## 千葉県うつ病等集団認知行動療法実施要綱

### (目的)

第1条 この要綱は、在宅のうつ病患者等に集団認知行動療法を実施することにより、うつ病等による抑うつ症状の改善及び再発予防を支援し、社会復帰の促進を図ることを目的とする。

### (実施方法)

第2条 集団認知行動療法は、うつ病等の複数の患者を対象に、1回当たり2時間程度で実施する。

2 集団認知行動療法は、こころの健康センターにおいて、原則として週1回、計10回から14回を1期とし、年間1期以上の実施を目途とする。

3 参加者は申し込みするとともに、必要に応じ次期へ延長することができるものとする。

4 集団認知行動療法の定員は、6名程度とする。

### (従事者)

第3条 集団認知行動療法は、精神科医師であるこころの健康センター所長（以下「所長」という。）の指示の下、精神保健福祉士、心理判定員等（以下「従事者」という。）が担当する。なお、必要に応じて千葉大学の認知行動療法研修を修了した臨床心理士等関係機関の協力を得ることができる。

### (対象者)

第4条 集団認知行動療法の対象者は、市内在住者を原則とし、かつ次の各号のいずれにも該当する者とする。

- (1) うつ病（躁状態、アルコール依存症、薬物依存症、ある種のパーソナリティ障害等の合併症を有する者を除く）等で、精神科医療機関等に通院している原則20～65歳の者で、主治医が必要と認めた者
- (2) 週1回の通所ができるまで回復していると主治医が認めた者
- (3) 本事業による効果が期待できると所長が認めた者

### (参加の手續等)

第5条 集団認知行動療法に参加を希望する者は、市長に対しうつ病等集団認知行動療法参加申込書（様式第1号）（以下「申込書」という。）及び主治医の意見書（様式第2号）（以下「意見書」という。）を提出しなければならない。

2 所長は、申込者について、面接を行うとともに状況を調査するものとする。

3 市長は、第1項の申込書及び意見書の提出があったときは、参加の可否について決定し、うつ病等集団認知行動療法参加・延長決定通知書（様式第3号）（以下「決定通知書」という。）又はうつ病等集団認知行動療法参加・延長不承認決定通知書（様式第4号）（以下「不承認決定通知書」という。）により申込者に通知するものとする。

(延長の手続等)

第6条 参加期間の延長を希望する者は、市長に対しうつ病等集団認知行動療法参加期間延長申込書(様式第5号)(以下「延長申込書」という。)を提出しなければならない。

2 市長は、前項の延長申込書の提出があったときは、参加期間延長の可否について決定し、決定通知書又は不承認決定通知書により申込者に通知するものとする。

(辞退)

第7条 参加の辞退を希望する場合は、原則として辞退届(様式第6号)を市長に提出しなければならない。

(ケース検討会の開催)

第8条 所長は、集団認知行動療法を実施したときは、ケース検討会を開催し、参加者の適切な処遇の検討を行うことができる。

2 所長は、前項の規定による検討の結果、必要があると認めるときは、主治医若しくは関係機関に意見を聴取して助言を求め、又は参加者若しくは家族等に対し必要な指導を行うことができる。

(評価)

第9条 所長は、各期の終了に当たり、参加者の評価を行うものとする。

所長は、前項の規定による評価の結果について、必要により主治医に報告するものとする。

(委任)

第10条 この要綱で定めるもののほか、集団認知行動療法の実施に関し必要な事項は、保健福祉局長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成25年7月10日から施行する。

この要綱は、平成28年4月1日から施行する。

この要綱は、平成28年9月1日から施行する。

この要綱は、令和3年4月1日から施行する。